

天津大野木マイツニューズレター

7月号

2008年7月2日 担当:安達 友信

汶川地震震災地へ企業が寄付をした場合における税務上の取り扱い

汶川地震震災復興支持に関する政策措置意見の公布

四川省の汶川県を震源地とする大地震の復興を支持するため、6月29日に国务院より「汶川地震震災復興支持に関する政策措置意見」(国発[2008]21号)が公表され、震災復興を支援するための政策として財政支出、税収政策、政府性基金と行政事業性収費政策、金融政策、産業扶助政策、土地と鉱産資源政策、就業援助と社会保険政策、食糧政策が公表されました。

税収政策のうち、企業が震災地へ寄付した場合の税務上の取り扱いについて紹介いたします。

1. 公益性寄付金の企業所得税の取り扱い

当該政策措置意見が公表される前に、国家税務総局から公布された財税[2008]62号では、公益性寄付金支出は企業所得税法及び实施条例の規定により、公益的社会団体に支払った震災地への義捐金は、年度税引き前利益の12%まで損金として認められることとされていました。

今回公表された政策措置意見では、企業が公益性社会団体、県クラス以上の人民政府および部門を通して行った震災地への寄付は、全額損金算入可能とされています。

2. 現物で寄付した場合の取り扱い

会社にある在庫品を被災地へ寄付する場合や、物品を購入して被災地に寄付する場合の税務上の扱いは、以下の通りとなります。

(1) 企業所得税上の取り扱い

企業所得税法实施条例では、現物で寄付行為を行った場合には、税務上はみなし売上として収益計上することとされています。一方、同实施条例において税務主管部門等で別途規定のある場合を除くとされており、みなし売上とならないように規定が整備されることが期待されていますが、今回公表された政策措置意見では残念ながら明確にされていません。

(2) 増値税法上の取り扱い

今回公表された政策措置意見では、企業が自社製品、委託加工或いは購入した貨物を公益性社会団体、県クラス以上の人民政府および部門を通して被災地へ寄付した場合には、増値税、都市維持建設税および教育附加費を免除するとされています。

3. まとめ

今回の震災に対する寄付について、全額損金算入となるような政策が打ち出されるのではないかと思われていましたが、今回の政策措置意見で現実的なものとなりそうです。また、現物で寄付をされている企業も少なくないと思いますが、企業所得税及び増値税の原則的な取り扱いの通り、それぞれみなし売上と判断され、課税されるのではと危惧しておりましたが、今回の措置意見では増値税については免税措置が明確にされましたが、企業所得税の扱いはまだ不明確なままとなっています。

なお、今回公表された政策措置意見は、国务院が各省、自治区、直辖市人民政府、国务院各部委及び各直属機関宛に発したものであり、当該意見に即し国务院の各部門は早急に具体的な実施政策を制定することとされていますので、改めて国家税務総局より具体的な取扱いに関する通知が近々公布されるものと思います。

(完)